

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第2号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第3号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	横芝光消防署建設工事請負契約の変更について	原案可決

令和5年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和5年10月3日 開会
令和5年10月3日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和5年9月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第7号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会を下記のとおり招集する。

令和5年9月4日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和5年10月3日（火）午前10時00分
- 2 場 所 野栄総合支所2階（学習室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和5年9月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	1
事務局職員出席者	1
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
出席説明員の承認	3
報告第1号及び議案第1号―議案第4号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
報告(第1号)の内容説明―質疑	6
議案(第1号)の内容説明―質疑	7
議案(第2号)の内容説明―質疑	19
議案(第3号)の内容説明―質疑	21
議案(第4号)の内容説明―質疑	22
議案(第1号―第4号)に対する討論	23
議案(第1号―第4号)の採決	23
閉会の宣言	24
署名議員	25

令和5年9月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会議事日程

10月3日（火曜日）午前10時00分開会

- 1 開会の宣言
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 報告（第1号）・議案（第1号－第4号）の上程
報告第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて
議案第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第2号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について
議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 横芝光消防署建設工事請負契約の変更について
- 5 組合長提案理由の説明
- 6 報告（第1号）の内容説明－質疑
- 7 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 8 議案（第2号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 10 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 11 議案（第1号－第4号）に対する討論
- 12 議案（第1号－第4号）の採決
- 13 閉会の宣言

出席議員（10名）

議長	石田勝一君	2番	林 明敏君
3番	都祭広一君	4番	椎名勝英君
5番	林 勝也君	6番	秋山忠史君
7番	秋鹿幹夫君	8番	小倉弘業君
9番	市原成一君	10番	川島光男君

事務局職員出席者

副主幹	鈴木隆一	主査補	鈴木和久
副主査	鈴木健太		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	会計管理者	林 美幸君
-----	-------	-------	-------

消防組合

消防長	土屋 修君	次長	大木利貞君
-----	-------	----	-------

予防課長	石井 清君	匝瑳消防署長	北田 忠君
------	-------	--------	-------

横芝光消防署長	坂田英明君	警防課長	行木幸弘君
---------	-------	------	-------

△開会の宣言（午前10時00分）

○議長（石田勝一君） 本日ただいまの出席議員数は、「10名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、4番議員椎名勝英君、10番議員川島光男君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

4番議員 椎名勝英君

10番議員 川島光男君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御

手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△報告（第1号）・議案（第1号―議案第4号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第3、日程に従いまして、報告第1号及び議案第1号から議案第4号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第4、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。
宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、おはようございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の折にも関わらず御参集を賜り、心より感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃より匝瑳市横芝光町消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告1件、議案4件でございます。提案理由の説明を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

さて、今年は、猛暑日が多く、熱中症警戒アラートの発令が9月26日現在、全国で1,230回、千葉県では34回発令され、令和4年度より22回多い状況となりました。

当組合管内において、熱中症で救急搬送された方が9月26日現在37名、令和4年度より6名増加している状況でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されましたが、現在も当該感染症に感染し、救急搬送される方は多い状況でございます。当組合といたしましても、今後も引き続き、感染予防策の徹底、医療機関、関係機関等との情報共有、連携体制の構築に努めるとともに、救急資機材の更新等、救急体制の確保に万全を期してまいります。

また、近年、自然災害が激甚化している中、9月に発生した台風13号では、幸い、当組合管内において大きな災害の発生はございませんでしたが、台風や豪雨による災害、近い将来、発生が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震等による大規模な震災に備え、当組合では、必要な資機材等の充実強化と併せて、職員の技術及び知識の更なる向上、習熟を図り、管内住民の方々の安全・安心を目指し、より強固な消防体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、私の所感を述べさせていただきました、今後とも議員の皆様方には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします、報告1件、議案4件について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて

本件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、横芝光消防署庁舎建設事業に係る継続費を繰り越したため、同項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

議案第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について

本案は、ちば消防共同指令センター指令システム更新について債務負担行為を設定したため提案いたしました次第であります。

議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備に係る事項等に関し所要の条文の整備をいたしたため提案いたしました次第であります。

議案第4号 横芝光消防署建設工事請負契約の変更について

本案は、横芝光消防署建設工事請負契約について、物価の変動により、請負代金額を変更する必要が生じたため、当該請負代金額を9,810万2,400円増額し、11億3,210万2,400円とする変更をいたしたため提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第5、これより、質疑に入ります。

令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについてを議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、報告第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算継続費繰越しについて、御説明をいたします。

令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合、一般会計、継続費繰越計算書を御覧ください。

本件は、令和3年度から令和5年度における3か年の継続事業であります、横芝光消防署庁舎建設事業に係る、令和4年度継続費予算現額として、令和4年度予算計上額7億9,873万9,000円、前年度逓次繰越金7,993万3,000円、合計8億7,867万2,000円の内、令和3年度・4年度の建設事業の出来高に対する支払限度額となります支出済額及び支出見込額7億9,080万4,800円を支払い、残額8,786万7,200円を翌年度へ逓次繰越するものでございます。

なお、財源内訳といたしましては、特別分担金による繰越金として、3,516万7,200円、未収入特定財源として地方債5,270万円でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

土屋消防長。

◎土屋消防長 それでは、議案第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定でございますが、始めに歳入から、御説明いたします。

決算書の10ページ、11ページをお開きください。また、「決算に係る主要な施策の成果」の1ページには予算現額に対する収入率の記載がありますので合せて御覧いただきたいと思えます。

1款の分担金及び負担金ですが、当初予算額13億2,274万6,000円、補正予算額は3,001万9,000円の減額で継続費及び繰越事業費繰越財源充当額3,203万3,000円で予算現額は13億2,476万円であり、調定額、収入済額はともに13億2,476万円で予算現額に対する収入率は100%でございます。

各市町の一般分担金の率と額は、匝瑳市が61.04%で5億9,399万4,000円、横芝光町が38.96%で一般分担金3億7,919万4,000円です。

また、横芝光町は横芝光消防署建設事業に係る特別分担金として3億1,953万9,000円がございます。

2款の使用料及び手数料ですが、当初予算額、予算現額はともに40万1,000円、調定額、収入済額はともに60万3,880円で予算現額に対する収入率は150.59%でございます。この内訳は、1項使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額はともに3,930円でございます。

2項手数料、当初予算額、予算現額はともに40万円、調定額、収入済額はともに59万9,950円でございます。これは危険物の許認可手数料です。

3款の国庫支出金ですが、当初予算額1,416万9,000円、補正予算額70万5,000円の減額、予算現額は1,346万4,000円、調定額、収入済額はともに1,346万4,000円、予算現額に対する収入率は100%でございます。

こちらは、横芝光消防署に配備した救急車に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金です。

4款の県支出金ですが、当初予算額、予算現額ともに1,000円、調定額、収入済額はともに

0円で予算現額に対する収入率は0%でございます。

5款の繰越金ですが、当初予算額100万円、補正予算額2,117万1,000円の増額で予算現額2,217万1,000円、調定額、収入済額はともに2,217万836円で予算現額に対する収入率は99.99%でございます。

6款の諸収入ですが、当初予算額、予算現額ともに86万円、調定額、収入済額はともに297万8,673円で予算現額に対する収入率は346.36%でございます。

この内訳は、1項組合預金利子、当初予算額、予算現額はともに1万円、調定額、収入済額はともに4,710円でございます。

2項雑入、当初予算額、予算現額ともに85万円、調定額、収入済額はともに297万3,963円です。

7款の組合債ですが、当初予算額5億170万円、補正予算額230万円の減額で継続費及び繰越事業費繰越財源充当額4,790万円で予算現額は5億4,730万円、調定額、収入済額はともに4億9,460万円で予算現額に対する収入率は、90.37%でございます。

こちらは、災害対応特殊緊急自動車整備事業、横芝光消防庁舎建設事業、無人航空機整備事業に係る消防施設整備事業債です。

以上、歳入の合計は、当初予算額18億4,087万7,000円、補正予算額は1,185万3,000円の減額で、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額7,993万3,000円で予算現額は19億895万7,000円、調定額、収入済額はともに18億5,857万7,389円で予算に対する収入率は97.36%でございます。

次に、歳出について御説明いたします。決算書の12ページ、13ページと「施策の成果」の2ページをお開きください。1款の議会費ですが、当初予算額、予算現額はともに13万3,000円、支出済額11万8,461円、不用額は1万4,539円で予算現額に対する執行率は89.07%でございます。

2款の総務費ですが、当初予算額、予算現額はともに8万3,000円、支出済額は2万4,248円、不用額は5万8,752円で予算現額に対する執行率は29.21%でございます。

この内訳は、1項総務管理費ですが、当初予算額、予算現額はともに5万3,000円、支出済額1,917円、不用額は5万1,083円で予算現額に対する執行率は3.62%でございます。

2項監査委員費ですが、当初予算額、予算現額はともに3万円、支出済額2万2,331円、不用額は7,669円で予算現額に対する執行率は74.44%でございます。

3款の消防費ですが、当初予算額17億9,318万1,000円、補正予算額1,175万9,000円の減額、継続費及び繰越事業費繰越額7,993万3,000円、予算現額18億6,135万5,000円、支出済

額 17 億 6,155 万 9,704 円、継続費通次繰越 8,786 万 7,200 円、不用額は 1,192 万 8,096 円で、予算現額に対する執行率は 94.64%でございます。

継続費通次繰越 8,786 万 7,200 円につきましては、横芝光消防署庁舎建設事業に係る令和 4 年度継続費予算現額から横芝光消防署建設工事及び監理業務委託での支出済額を差し引いた残額を翌年度に繰越すものです。

1 項 1 目常備消防費、1 節報酬ですが、予算現額 5 万 4,000 円、支出は無く、不用額は 5 万 4,000 円でございます。

2 節から 4 節までは人件費ですが、2 節の給料は予算現額 3 億 9,546 万 6,000 円、支出済額は 3 億 9,546 万 5,132 円、不用額は 868 円でございます。

3 節職員手当は、予算現額 2 億 7,584 万 1,000 円、支出済額 2 億 6,976 万 1,622 円、不用額は 607 万 9,378 円でございます。

続いて決算書 14 ページ、15 ページをお開きください。

4 節共済費は、予算現額 1 億 6,010 万 4,000 円、支出済額 1 億 6,000 万 664 円、不用額は 10 万 3,336 円でございます。

7 節報償費は、予算現額 11 万円、支出済額は 6 万 6,924 円、不用額は 4 万 3,076 円でございます。

8 節旅費は、予算現額 101 万円、支出済額 81 万 7,388 円、不用額は 19 万 2,612 円でございます。

9 節交際費は、予算現額 12 万円、支出済額 5 万 9,000 円、不用額は 6 万 1,000 円でございます。

10 節需要費は、予算現額 4,006 万 6,879 円、支出済額 3,732 万 6,531 円、不用額は 274 万 348 円でございます。

主な内訳は、消耗品費、燃料費につきましては車両燃料、庁舎の暖房用の燃料代を含めたものとなります。光熱水費につきましては電気代、水道料金、修繕料につきましては庁舎の修繕や車両の修繕、車検費用です。

11 節役務費は、予算現額、支出済額ともに 714 万 6,121 円で不用額はございません。

主な内訳は、電話料、回線使用料、自動車関連損害保険、医療廃棄物処理手数料等です。

続いて決算書 16 ページ、17 ページをお開きください。

12 節委託料は、予算現額 1,238 万 7,000 円、支出済額 1,159 万 8,115 円、不用額は 78 万 8,885 円でございます。

主な内訳は、職員健康診断委託料、消防用無線設備保守委託料、庁舎清掃業務委託料等とな

ります。

13 節使用料及び賃借料は、予算現額 1,548 万 8,000 円、支出済額 1,520 万 6,399 円、不用額は 28 万 1,601 円でございます。

主な内訳は、人事給与システム借上料、例規集データシステム借上料、消防支援情報システム借上料、ネットワークシステム借上料等です。

17 節備品購入費は、予算現額 1,104 万 3,000 円、支出済額は 1,061 万 486 円で、不用額は 43 万 2,514 円でございます。

主な内訳は、警防関係の備品として、無人航空機、消防用ホース、空気ボンベ等の購入、庶務関係の備品としてシューズロッカーや衣類乾燥機等の購入、救助関係の備品として潜水器具等の購入、予防関係備品として署活動無線機の購入です。

18 節負担金、補助及び交付金は、予算現額 2,617 万円、支出済額 2,506 万 5,522 円、不用額は 110 万 4,478 円でございます。

主な内訳は、県消防学校研修負担金、救急救命士研修負担金、次の 20 ページ、21 ページに入り、ちば消防共同指令センター運営経費負担金、消防救急無線設備維持管理費用負担金、無人航空機操縦者技能講習等負担金等です。

26 節公課費は、予算現額 43 万 5,000 円、支出済額 38 万 9,400 円、不用額は 4 万 5,600 円です。こちらは自動車重量税です。

2 目消防施設費ですが、当初予算額 8 億 4,298 万 7,000 円、補正予算額 700 万 6,000 円の減額で継続費及び繰越事業費繰越額 7,993 万 3,000 円、予算現額 9 億 1,591 万 4,000 円、支出済額 8 億 2,804 万 6,400 円、継続費通次繰越 8,786 万 7,200 円、不用額は 400 円です。

12 節委託料は、予算現額 1,980 万円、支出済額 1,782 万円、継続費通次繰越 198 万円、不用額はございません。支出済額につきましては、令和 3 年度から 4 年度分に係る横芝光消防署建設工事監理業務委託料です。

14 節工事請負費ですが、予算現額 8 億 5,887 万 2,000 円、支出済額 7 億 7,298 万 4,800 円で継続費通次繰越 8,588 万 7,200 円、不用額はございません。支出済額につきましては、令和 3 年度から 4 年度分に係る横芝光消防署建設工事費です。

17 節備品購入費は、予算現額 3,724 万 2,000 円、支出済額は 3,724 万 1,600 円で不用額は 400 円です。こちらは、横芝光消防署に配備した災害対応特殊救急自動車及び匝瑳消防署野栄分署に配備した指揮車の購入費用です。

続いて決算書 22 ページ、23 ページをお開きください。

4 款公債費は、当初予算額 4,248 万円、補正予算額 9 万 4,000 円の減額、予算現額 4,238 万

6,000円、支出済額4,235万5,919円、不用額は3万81円で予算現額に対する執行率は99.93%でございます。

1項1目元金は当初予算額、予算現額ともに4,227万5,000円、支出済額は4,227万5,000円、不用額はございません。こちらは、長期債元金償還金です。

2目利子は、当初予算額20万5,000円、補正予算額9万4,000円の減額、予算現額は11万1,000円、支出済額8万919円、不用額は3万81円でございます。

こちらは、長期債利子です。

起債償還につきまして、「施策の成果」5ページの下の表となる4起債償還状況をご覧ください。

前年度末未償還額1億4,905万円に当該年度中起債額4億9,460万円を加え、決算年度元金償還額4,227万5,000円を差し引き、決算年度末未償還額6億137万5,000円でございます。

決算書の22ページ、23ページにお戻りください。

5款予備費は、当初予算額、予算現額、不用額全て500万円でございます。

以上、歳出の合計は、当初予算額18億4,087万7,000円、補正予算額1,185万3,000円の減額、継続費及び繰越事業費繰越額7,993万3,000円、予算現額19億895万7,000円、支出済額は18億405万8,332円、継続費繰越額8,786万7,200円、不用額は1,703万1,468円で、予算現額に対する執行率は94.50%でございます。

決算書26ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額18億5,857万7,000円、歳出総額18億405万8,000円で歳入歳出差引額は5,451万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費繰越額は3,516万7,000円で実質収支額は1,935万2,000円でございます。

28ページ、29ページをお開きください。

財産に関する調書ですが、公有財産の土地及び建物につきましては、土地の合計が1,938.02平方メートル、建物は木造、非木造合わせて2,215.65平方メートルでございます。

30ページをお開き下さい。

物品の決算年度末現在高については、こちらに記載のとおりです。

なお、「決算に係る主要な施策の成果」には、実績等の詳細が記載されておりますのでこちらでも精査のほど、お願いいたします。

以上で、令和4年度の決算の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

- ◆7番議員（秋鹿幹夫君） 金額的な質問とはちょっと異なりますが、令和4年度において質問ということでお聞きします。

以前、購入された匠瑤資機材Ⅱ型、こちら私の考える限りでは、30ページの4段目の消防用資機材搬送車の中に入るのかなと思っておりますけども、以前、ウインチでワイヤーでコンテナを積載するような車両だったかと認識しておりますが、そういったものの中でスペックを最大限引き出せるようにですね、コンテナの増強等、考えていくべきではないかというような意見を申し上げさせていただいてますけども、令和4年度の中では、何かそういった活用方法があったとか、そういったのがあればお願いします。

- 議長（石田勝一君） 北田匠瑤消防署長。

- ◎北田匠瑤消防署長 秋鹿議員の質問に対してお答えいたします。支援車Ⅱ型ですけども、うちの方の、購入したんですけども、これは一応、救助の方でメインで使っているかたちで、救助の方で大災害があったときに後方支援ってかたちで、コンテナと平ボディで載せ替えて行くようなかたちを、うちは取っているんですけども、今年は救助の方もなくて、出動がなかった状態です。

活用的には、今のところ運転技術の向上ということで、この間、訓練を行ったのみとなっております。以上です。

- 議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

- ◆7番議員（秋鹿幹夫君） 活用方法としては、積載がどんどん変えられるっていうのが非常にスペックが高いものだと、私も思うんですけど、いくらだったか覚えてないんですが、かなり高価だったと思うんです。ですので、スペックを最大限に引き出せるように、何事もなかったからその状態なのではなくて、もっと多角的な見方を行っていただきたい。この車両に関わらずです。私も素人ですから絶対にこれが必要だっていう意味で申し上げているわけではないので、もっと全体的な中で、活用方法っていうのもっと見出していただければ、特殊な車両

ですから、そういうものを考えていていただきたいと思います。組合長も、初回にもございましたとおり、激甚化する災害に対応していくために、資機材の充実に努めていただきたいと、これ要望であります。よろしくお願いします。

○議長（石田勝一君） 質疑はありませんか。都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 御説明受けまして、何点か質問させていただきます。

予算の執行につきましては、ただいま、御説明がありました消防庁舎の建設ですとか、そうしたこともある中で適正に執行されているということで理解をしております。私の方は、主要な施策の成果の中で御質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、施策の成果の中の8ページでございます。高齢者の防火診断ということで市町村別に挙げられておりますけれども、令和4年度につきましては実施件数が0件だということでありました。施策の成果、見させていただいていて、気になった点の中では、13ページにこの中で出火原因ということになっておりますけれども、こうした関係性の中で高齢者の方の防火診断等々との関係性の中でこの出火原因というのがあったのかどうか。

また、高齢者の防火診断、これどういった形でいつも行われているのか等、御説明いただければというふうに思います。

それで、関連した13ページですけれども、その中で原因が述べられております。この中でですね、1点、放火というところもありまして、令和3年度から比べると半分くらいに減っているんですけど、この放火というのは、やはり住民の皆さん、非常に危惧されてるところでありまして、どういった経緯での放火なのか、疑いというふうにありますけれども、例えば通りすがりの犯行でぽっと火を点けて行ってしまったのか、あるいは怨恨とかですね、そうしたこともあって、そうした放火の背景があったのかどうか等わかりましたら御説明お願いいたします。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 議員の御質問にお答えいたします。高齢者の防火診断につきましては、例年ですと2月頃に実施しておりましたが、コロナ禍のため実施いたしませんでした。

火災の原因の関係につきましては、出火原因の8割は人為的となります。その中で高齢者によるものもございます。放火につきましては、3年度は横芝光町の白浜地区におきまして、多数の原因を特定するものがございましたので数ヶ所におき、火を点けた跡がありました

ところで放火の疑いもかけてこのような数字になっております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） ありがとうございます。コロナ禍ということで診断がなかなかできなかったということの背景は理解したつもりではありますが、やはりこれから高齢者の方、非常に軽いミスということでガスを点けばなしにしちゃったとかですね。そういったこともあるのかなというふうに思います。高齢者の防火診断ですから、ある程度、情報提供があった中でやられてるのかなというふうに推測はするんですけど、そういったことをちょっと行政と連携した中で令和5年度に向けてはまた充実していただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

放火につきましては了解いたしました。この辺は、警察等々の捜査というのものあるとは思いますが、住民の方での啓蒙という部分で放火犯等々ですね、気を付けるようにというふうなことでお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次にですけれども、11ページでございます。11ページは、職員の配置表があがっておりますけれども、これ端的にお聞きするんですけれども、実際、出勤率もかなり増えているのかなというふうにこの年報等々でも拝見したんですけれども、実際その消防組合の中でもその職員の充足率というのは、これはどうなってるんでしょうか。足りているのか、今の現状、お示しいただければと思います。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 都祭議員の質問に対してお答えさせていただきます。整備指針では、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な設備及び人員を目標として、必要な設備及び人員を整備するものと規定してございます。この指針に基づき目標となる人員を算定いたしますと当消防組合では133名となります。なお、この人員は階級を有する消防吏員となりますが、当消防組合の令和4年度における消防吏員の人員配置は、匠瑳署38名、横芝光署29名、野栄分署20名、消防本部21名を配置しておりますので当消防組合の消防吏員数につきましては、108名となります。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今、現状説明はございましたけれども、何が言いたいかと言いますとですね。やはりこの消防をはじめとして、例えば警察、自衛隊等々、市民の皆さん、国民の皆さんの安全を守ると、これ非常に崇高な使命を持った職業だと思いますけれども、今なかなかそのAIですとかね、そういったことで事務の効率化とかは言われておりますけれども、やはりこうした、現場重視のこうした任務を帯びた皆さんの職場においては、やはりこの職員というのは、やっぱりこの人的な資源というのは非常にまず第1番なのかなというふうに私は思っております。ですから、これは毎年、募集されてるんだと思うんですけれども、予算等々もあるとは思いますが、この人員の補充につきましては、適切に補充を満たしていただいて、そして、場合によれば現状に応じてですね、人数の方、配置の方、お願いできればというふうに思いますので、要望いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に1点、お聞きしたかった部分なんですけれども、14ページに救急等々の搬送状況が示されております。これ令和4年度ですから、医療機関別の搬送状況ということで管内、管外とあるんですけれども、ちょっと1点、私が気になっているのはですね、この管内で皆さんがこれで解決、その救急搬送を解決すればいいんですけれども、やはりなかなか管内だけではその解決できなくてですね、管外に送るケースがあると思うんですけれども、その管外に搬送した方、患者さんっていうんですかね。その搬送者の重症度がどうなってるのかっていうことをお示しいただければと思います。

ちょっと最後の質問ですのでかみ砕いて言えば私が気になるのは、本来、その管内でかかれる方、初期の救急といいますか、そうした方がどの程度、その管外に流れていってしまうんだろうか。消防の皆さんがその救急搬送の場合に非常に御苦労されてるなというのは、これ私、調整、病院を調整される中でね、現場も見ておりますので理解してるつもりであります。その中で本当にその初期救急っていうのは、どの程度、管外に流れていってしまうのだろうか。本来、管内で処置できる方が管外へ行ってしまうようなケース、そういった事も含めて状況をお示しいただければと思います。よろしく願いします。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 都祭議員の質問について、お答えいたします。管内の収容先病院ですが、

管内の方に重症患者は、243 人流れております。管内の方には、35 人ですか、割合で流れている、搬送している状態でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） あ、質問の内容に応じた具体性を持った答弁を。初期の患者と申しますか、その方がその管内の病院に本来なら診てもらえるでしょうけど、それはなぜ外に出て行っちゃうのか、その内容を。

◆3 番議員（都祭広一君） データとしていただければと思いますので、後でデータをお示しいただければ。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩いたします。

△午前 10 時 49 分 休憩

△午前 10 時 52 分 再開

○議長（石田勝一君） 議事を再開いたします。北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 先ほどは失礼しました。もう一度質問にお答えいたします。

軽傷、重症患者にあつては、本来であれば管内の病院の方で、診るのが妥当なんですけども、そちらの患者も診られないということで、一応、軽傷と中等傷の患者さんが一応、管内の方の病院の方に約 87% くらい搬送されているような状態でございます。

○議長（石田勝一君） 他に質疑は。林明敏君。

◆2 番議員（林明敏君） 21 ページの無人航空機操縦者技能講習会の関係でちょっと御質問させていただきます。ちょっと私、素人でよくわからないんですが、この免許っていうのがあるかどうかと、このドローンはどのようなときに活用する予定があるのかということと、購入したそのドローンの性能ですか、色々種類があると思うんですが、トラックみたいなものからこう、だんだんこう性能があると思うんですけどね、その性能的にはどの辺のレベルのもの

のかと。それとまた、この研修はどのようなことをどこでやっているのか、この点をちょっとお教え願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 林議員の質問にお答えしたいと思います。ドローンの免許につきましては、去年からですか、国家試験になるかもしれないということでまだ、現実ではないんですけども、一応、なるということのうちの方は一応、公の場で公務員ということで免許を取らせて行っております。現在、他所の消防本部では、やっぱり免許を持っているいないのということで結構トラブルはあるみたいです。

性能につきましては、作業用ドローンという機種でありまして、全部展開した状態で、810×670×430で飛行時間が大体55分で最大風速約15メートルで飛ばせる性能になっております。その他に熱感知器とか、赤外線とか、物件投下といった装備が兼ね備えて、主に物件投下は救助ですか。水難救助若しくは倒壊等で孤独になったところに連絡のツールを持って行って、そこで連絡を取って今の状態を安否を確認できるというような形で使いますが、現在、導入してから水難救助というのがちょっと今ないもので、日々、訓練をやっている状態です。場所によっては管内の小学校の校庭とかをお借りいたしまして、そこで、飛行訓練、あとは署の方で夜間訓練ですか、夜も飛ばしますんで、そちらの方の訓練を空いている時間でやるようにはさせております。

◆2番議員（林明敏君） 研修内容ってどこでどんな研修を。

◎北田匡瑛消防署長 研修内容ですが八千代市にあります、研修っていうか、免許の研修内容は、まずその当時は触ったことが無いということで、ドローン自体触ったことが無いということで、初期の研修を八千代市のドローンビレッジですか。そちらの方に3日間送った状態で、現在、9人のパイロット、国家資格を持ったパイロットを有しております。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） まずドローンの関係で、ちょっとお聞きしたいんですが、素人考えだと、これ無線の距離ですか、どの辺の距離を遠隔でできることと、できればちょっとテレビド

ラマみたくなって申し訳ないんですが、指令センター、指令するところありますよね。あその画面に共同でこう、その10キロ先の何かを見に行って、その画面のデータを全員で共有してそのスクリーンで見る。そんなような設備もあるんでしょうか。

○議長（石田勝一君） 北田匠瑛消防署長。

◎北田匠瑛消防署長 大体、8キロ操縦ができて、先ほどの林議員がおっしゃいましたあの画像ですか。専用回線を使って、各消防本部の方には、伝送設備ができるような形に、まだそこまではなってないんですけども、できるようにはなります。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの匠瑛消防署長の答弁に補足させていただきます。先ほど、画像の件の御質問があったと思うんですが、現時点では令和4年度にモバイルモニターっていうのを購入させていただきましたので今まで操縦者しか見れなかった画像を指揮本部で画面で共有することができるようになっております。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 他に質問ありませんか、皆さん。せっかく2回ですから。小倉弘業君。

◆8番議員（小倉弘業君） 同じくドローンの話なんですけど、21ページの無人航空機の件なんですけど、この金額の内容なんですけど、これは、免許取得するための金額なのか、講習にあたっての金額なのか、内訳がわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいま、小倉議員の質問にお答えさせていただきます。先ほど匠瑛消防署長が答弁した内容と重複するところがございますけども、御了承願います。当消防組合では、災害時の情報収集、人命検索、救助と消防力の強化を図るため、令和4年度に無人航空機操縦士を6名要請する計画を掲げ、国土交通省の認定を受けている一般財団法人ドローンビレッジ等が開催する操縦技能講習等を取得し、運用を開始する計画でしたが、その後、令和4年12月5日よりドローンの国家試験制度が発表されたことから、当該職員にドローンの国家試験を取得させ、

令和5年3月に運用を開始しております。ですので、当初予定していた国交省認定のドローンビレッジの方の技能講習に対しまして、まず、安全運航管理講習として、6名分ですけれども、138万6,000円、安全運航管理者証明書申請費用として25万3,000円、機体特化講習として46万2,000円を支出しております。その後、国家試験となりましたので国家試験に対する費用ですけれども、2等無人航空機操縦士学科試験として、6人分として5万4,010円、身体検査も含んでおります。証明書の交付手数料として1万2,110円支出をしています。ですので、今後は、国家試験のみ受講させますので当初の予算よりは下がる予定になっております。

○議長（石田勝一君） 他に質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですのでこれをもって、議案第1号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第2号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第2号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。本補正予算につきましては、平成25年4月より千葉市ほか10市1町8一部事務組合で共同運用しております、ちば消防共同指令センターの指令システムを更新するに当たり、本年度、代表団体である千葉市が事業主体となって当該システムの調達を行うことから、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会の構成団体において、当該システムの更新に係る債務負担行為を設定する必要性が生じたためお願いするものでございます。

この指令システムにつきましては、その性質上、24時間365日稼働させる必要があり、現行の指令システムは、ちば消防共同指令センターが暫定運用を開始した平成24年10月から稼働

しております。

指令システムを構成しております機器には、それぞれ寿命があり、適切なメンテナンスを施していても機器の障害は経年に比例して増加することから、安定的な指令管制業務の継続には、定期的な機器の更新が必要となります。

御手元の補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年10月3日提出

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

続いて2ページをお開きください。

第1表債務負担行為、ちば消防共同指令センター指令システム更新です。

期間につきましては令和6年度から令和8年度までの3か年の事業であり、限度額につきましては1億5,006万2,000円でございます。

5ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。

限度額1億5,006万2,000円の財源の内訳としまして、地方債1億1,240万円、一般財源3,766万2,000円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切りま

す。

△議案（第3号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

石井予防課長。

◎石井予防課長 それでは、議案第3号 匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。本案は、総務省消防庁の通知に基づくもので消防法施行規則及び対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部の改正に伴い匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

これに伴い蓄電池設備に係る基準、固形燃料を用いた火気設備の離隔距離を見直しするものでございます。

概要といたしまして、蓄電池設備に係る基準の見直しにつきましては、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下であって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

屋外に設ける蓄電池設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

固形燃料を用いた火気設備の見直しにつきましては、暖房設備の離隔距離について定め、対象火気設備等及び対象火気器具等の関する基準の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、木炭を燃料とするものを追加し、不燃以外は上方を100センチメートル、側方、前方、後方を50センチメートルの離隔距離を取り、不燃は上方80センチメートル、側方、後方30センチメートルの離隔距離取る。前方の規制はありません。

以上、火災予防上必要な措置を定めるため、所要の条文の整備を行うものでございます。以

上で説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案（第4号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 横芝光消防署建設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第4号 横芝光消防署建設工事請負契約の変更について、御説明いたします。本案につきましては、令和3年度から5年度の3か年で進めております横芝光消防庁舎建設工事に係るもので令和5年8月7日に物価変動等に伴う事業費の補正予算を御可決いただいたところであり、これまでに請負業者と協議が整いましたので請負代金を9,810万2,400円増額し、11億3,210万2,400円に変更をお願いするものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

す。

以上で、質疑を終結いたします。

△議案（第1号－第4号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより、討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。

よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第1号－第4号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

本案について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり認定されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 横芝光消防署建設工事請負契約の変更について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本臨時会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年9月定例会を閉会いたします。

△午前11時20分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 1 月 2 日

議長 石田 勝一

議員 椎名 勝英

議員 川島 光男